



ストップ! 子どもの人身売買
「子どもたちを守るのは
私たちの責任」
サマリーレポート

Nature's way to beautiful.



謝辞

子どもたちを守るのは私たちの責任 (Their Protection is in Our Hands)

世界における性目的の子どもの人身売買の現状

このグローバルレポート全文は、ECPAT国際事務局の多くのスタッフ(Alessia Altamura、Sendrine Constant、Patchareeboon Sakulpitakphon、Vimala Crispin、Manida Naebklang、Mark Capaldi、Carmen Madriñan)によって編纂された。

本レポートの専門的な監修を行ったMuireann O Briain、Theo NotenおよびMaria Eugenia Villarealに特に感謝する。

ECPAT国際事務局は、ザ・ボディショップ・インターナショナル国際キャンペーンチームのChristopher DavisとMyriam Galopinからの意見に心からの謝意を表す。



ECPAT International
328/1 Phayathai Road, Ratchathewi
Bangkok, 10400 THAILAND
Tel: +662 215 3388,
Fax: +662 215 8272
Email: info@ecpat.net
Website: www.ecpat.net



The Body Shop International PLC
Watersmead, Littlehampton,
West Sussex, UK
Tel: +44 1903 731500
Website: thebodshopinternational.com

© 2009 - 本レポートの著作権はECPAT国際事務局とザ・ボディショップ・インターナショナルPLCが共同して所有する。事前にECPAT国際事務局およびザ・ボディショップ・インターナショナルPLCの許可を得ずに複製、複写その他をしてはならない。

子どもたちを守るのは私たちの責任

サマリーレポート

概要／このブックレットについて

このブックレットは、世界における子どもや若者の性的搾取を目的とする人身売買についての最新情報をまとめた詳細なレポート「子どもたちを守るのは私たちの責任—世界における性目的の子ども的人身売買の現状」の要約版である。

このキャンペーンでは、専門家による研究データを網羅するとともに、40カ国が実施している性目的の子どもの人身売買に立ち向かうための措置と、関連国際議定書の遵守状況を監視する方針をとっている。この二重のアプローチによって、性目的の子どもの人身売買の最新の動向、課題および潜在的な解決策を詳細に分析し、かつこの世界的な大問題に対する認識や理解が欠けている現状に取り組むことが可能になる。

このレポートは、ECPATインターナショナルとザ・ボディショップ・インターナショナルが、2009年8月に始動した世界的な意識覚醒と認識喚起のための3年間のキャンペーン「ストップ！子どもの人身売買 トラフィッキング反対キャンペーン(Stop the Sex Trafficking of Children and Young People)」の一環として刊行した。キャンペーンの目的と活動内容の概略は以下のページに記載されている。レポートの全文およびさらなるキャンペーン情報はwww.thebodyshop.com/stopで閲覧できる。

ECPATインターナショナル(End Child Prostitution, Child Pornography and the Trafficking of Children for Sexual Purposes: 児童買春・児童ポルノおよび性目的の児童人身売買撲滅運動)は、子どもの支援と保護を行いながら子どもの商業的性的搾取と戦う、75カ国で活動する草の根組織の国際的ネットワークである。

ザ・ボディショップは、エシカルでナチュラルな化粧品ブランドである。長く社会正義のためのキャンペーンを行っており、他者が避けるような課題にも果敢に取り組んできた。

重要用語

- 性目的の子どもの人身売買: 性的搾取のための子どもの人身売買は、地域により、また国によって異なる複雑な問題であり、買春、ポルノ制作および強制的な結婚などの性的な搾取行為のための子どもの勧誘および移送を伴うさまざまな状況を含む。子どもは詐欺または強制によって家から連れ去られることがある。時には困窮した親が子どもを人身売買業者に売ることもある。人身売買の犠牲になった子どもは、危険で不快な旅をさせられる場合が多く、また押し込まれた状態で隠されることもある。人身売買被害にあった子どもは、移送された後に虐待され、暴力やレイプによって服従を強いられることが多く、また繰り返し売られることもある。彼らは心理的および身体的にダメージを受けるが、恐怖のため、あるいは恥ずかしさのために助けを求めることができない場合が多い。逃げようとするれば自分や家族の命が危なくなるかもしれない。当局が虐待者から逃れた子どもに適切な保護を与えず、さらなる搾取に対して無防備な状態に放置することもある。
- 私たちのいう「子ども」とは、国連子どもの権利条約の定義と同じく、18歳未満の人である。私たちのキャンペーンのタイトルや資料で「子どもや若者」という場合も同じである。18歳未満の子どもは、法域によっては合法的に性行為に同意することができるものの、法律上は成人ではなく、したがって金銭が介在する性行為に同意する立場にはない。人身売買業者にとって、子どもはだますことも、操ることも、支配することもより容易かもしれない。

1) はじめに

「21 世紀の奴隷取引」。2007 年 9 月、ザ・ボディショップの創業者デイル・アニータ・ロディックは亡くなる 3 日前、性的搾取を目的とした子どもや若者の人身売買を指してこの言葉を使った。彼女はザ・ボディショップとその顧客にポジティブな変化をもたらすため、そしてこの世界規模の人権侵害を終わらせるための方法を見つけようとしていた。

毎年、何百万人もの 18 歳未満の子どもや若者が人身売買の犠牲になっており、この未成年者たちの大部分が性的搾取をうけている。ザ・ボディショップはこの問題への取り組みにおける世界的リーダーである ECPAT インターナショナルと協力し、「ストップ！子どもの人身売買 トラフィッキング反対キャンペーン」という世界的な活動を始めようとしている。

2009 年 8 月に始まるこの 3 年間のキャンペーンの目的は、世界中の政治家に子どもに対する保護の強化に早急に取り組むよう促し、この虐待行為を永久に終わらせることである。私たちのキャンペーンでは、この世界的な問題に対する市民の意識を高めるとともに、性目的の人身売買の危険にさらされているかもしくは搾取されている、弱い立場の子どものための資金を募る活動をしていく。

このキャンペーンの最初のステップは、画期的なレポート「子どもたちを守るのは私たちの責任—世界における性目的の子どもの人身売買の現状」を発行することである¹。このレポートは、世界中の性目的の子どもの人身売買についての最新情報を提供し、この問題への認識と理解を高めるものだ。このブックレットでは、このレポートの重要な調査結果の概要を示す。

私たちは、国が主体となって2012年までに性目的の子どもの人身売買を根絶し、被害を受けた子どもの支援を強化するための3つの目標も定めた(9から10ページを参照)。これらの目標は、2008年11月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「第3回子どもの性的搾取に反対する世界会議」で137カ国の政府が同意したグローバルコミットメントと密接に関連している。

このキャンペーンを通して、ECPAT インターナショナルとザ・ボディショップは、この 3 つの目標に照らして国ごとに行動を評価し、最新の情報を提供する。2012 年には、最新版のレポートを国連人権委員会と担当の国連特別報告者に提出する予定である。



¹ ザ・ボディショップと ECPAT インターナショナル「子どもたちを守るのは私たちの責任—世界における性目的の子どもの人身売買の現状」(2009 年)は、www.thebodyshop.com/stop で入手可能。

2) 何百万人に影響を及ぼしている世界的現象

世界で性的搾取や安価な労働力のために人身売買の犠牲になる子どもの数は年間120万人にのぼる²。人身売買は薬物や武器の違法取引に次いで三番目に規模の大きい国際犯罪で、年間数十億ドル規模といわれている³。国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、人身売買は世界で最も急速に拡大している犯罪行為のひとつであるとする⁴。

私たちの調査結果は、性目的の子どもの売買は世界の発展途上地域に限定された現象だという認識に異議を唱え、子どもは性的搾取を目的として世界のほぼすべての国々の中で—あるいは国境を越えて—売買されていることが明らかにした。



性目的の子どもの売買は、犠牲者を、買春、ポルノ制作および強制的な結婚などの性的な搾取行為のために売買され、輸送され、転売される商品へとおとしめる。人身売買の被害児童は、身体的、感情的、心理的、社会的な発達において、深刻で長期間続くダメージに苦しむ。

人身売買によって1年間に世界の性市場に投入される児童の数を数量化することは難しい。国連薬物犯罪事務所(UNODC)による最新の公式数字によると、111カ国、合計21,400人が人身売買の被害を受けている。世界の人身売買の80%近くが性的搾取を目的としたものである。

判明している事例では、何らかの形の人身売買に巻き込まれた未成年者の割合は、2003年から2007年にかけて約15%から22%近くにまで上昇した⁵。

しかし私たちは、人身売買が違法であり秘密裏に実行されること、この犯罪の通報数が限られていること、人身売買業者の告発が不十分であることから、大半の公式統計が隠された部分の多いこの現象を過小評価しており、氷山の一角しか表していない可能性が高いと考えている。

3) 性目的の児童売買における最近の展開／世界的な児童売買の背景

人身売買の発生数が減少を示すどころか、子どもや若者に対する搾取に取り組む人々に大きな懸念を抱かせる展開が見られた。

3.1. 国内人身売買の認知・発生件数の増大

世界は国家間の子どもの人身取引に対する注意は強めてきたが、複数の国において国内で取引される(「国内人身売買」)子どもの数が増えていることがわかった。このような人身取引は、おそらく田舎から都市へ、または1つの街から他の街への移動を伴うものだろう。子どもはおそらく、貧しく恵まれない土地から、観光地や男性労働者が集中している地域へ移送されるのだろう。

人身売買の流れに関する最近のレビューでは、国内人身売買はレビュー対象の170カ国のうち64%で問題とされた⁶。

² UNICEF, 2007年。 http://www.unicef.org/media/media_40002.html 参照。

³ UNODC, 2009年。 <http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/global-report-on-trafficking-in-persons.html> 参照。

⁴ Associated Foreign Press (AFP)。 “UN to Host First Human Trafficking Conference (国連が人身売買に関する初の会議を主催)” 2008年1月29日。 http://afp.google.com/article/ALeqM5iqfLWA-F_u4xJTLRGYm3yxoc1A

⁵ UNODC, Global Report on Trafficking in Persons, 2009年。 <http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/global-report-on-trafficking-in-persons.html> で入手可能。

国内人身売買は、人身売買業者にとっては魅力的で利益の大きい商機になるのだろう—国境を越えないため、子どもは移動のための身分証明書が必要ないだろうし、同じ言語を話す可能性が高く、子どもを人身売買の被害者と認定できる当局と接触を持つ可能性は低い。これらの要因により、人身売買プロセスを、地元のタクシーやバスが被害児童を勧誘・誘拐された場所に近い行き先に移送するなど、地域社会の中のさまざまな人が関与する、よりローカルなレベルで組織することが可能になる。

中南米やアフリカのいくつかの国では、特に被害者が子どもの場合に、国際人身売買よりも国内売買の方が主流と思われる。しかし、国家政府の問題認識が欠如しているため、国内の人身売買に対する対抗策や防止策ははまだ展開されていない。

3.2. 国際人身売買の「地域化」をめぐる懸念

子どもの人身売買の流れ、ルートおよびパターンの変化を検討したところ、この活動のほとんどが比較的短い距離の間で行われ、地域内またはさらに限定された地区内で起こっているという事実が明らかになった。これは特に南アジア、西アフリカおよび中央アフリカ、東アジアのメコン川流域、そして中南米の一部の国の間で起きているようである。

大陸間の児童売買には、多くの場合、大規模な犯罪ネットワークが関与し、犯罪者にとってはリスクが大きく、儲かりにくい。加えて、国境検問所での審査は陸上の往来の多い隣国間の審査より厳しいかもしれない。

3.3. 保護施設からいなくなる子どもたち

西ヨーロッパでは、身寄りのない外国人未成年者が新しい国に到着した際に入る保護施設からいなくなる件数が増えつつあるという問題が持ち上がっている。専門家は、このような児童は到着国内で人身売買もしくは性的搾取の被害にあっているか、または地域の買春・人身売買ネットワークを通じてヨーロッパの他の国に移送されていると見ている。例えば、2005年の研究と最近の報道では、アイルランドで、ギャングが子どもの弱い立場と十分な公的監督がないことを利用し、亡命を求めているはぐれた子どもの人身売買と性的搾取を行っていることが浮き彫りになった。

4) 子どもたちの立場の弱さとリスク

4.1. 危険は常に存在する

性的搾取を目的とする人身売買の被害児童に「典型例」などはない。世界中のデータは、いくつかの要因がこの犯罪に対する子どもの弱さを増幅することを示している。

人身売買の被害リスクを高める可能性のある要因には次のようなものがある。

- 貧困
- 教育水準の低さ
- 性差別や少数者差別、有害な伝統的慣習、文化的価値観など、子どもの性的搾取を助長したり子どもを労働や生き残るために移民に追いやりたりする社会文化的な規範および状況
- 家庭内暴力や親の麻薬・アルコール中毒などの、不安定な家庭環境
- 家庭崩壊、自然災害、武力紛争または移民等による家族との離別
- 自己尊厳の低さ

特にアフリカにおけるHIV/エイズの大流行は、多数の子どもをあらゆる搾取に対していちだんと弱い立場に追いやっている。子どもたちが家計を助けなければならないほか、HIVに感染した親戚がいるという汚名を着せられるからである。HIV/エイズが蔓延している地域では、子どもはこの病気にかかっていないという誤った考えから、男性が金を払って子どもとセックスすることを好むことがある。洪水、干ばつまたは武力紛争といった人道上の危機も、子どもたちを必要な世話や保護を受けられない状況に追いやり、人身売買や性的搾取に対する脆弱性を高める一因になる。

⁶ 米国国務省, Trafficking in Persons Report, 2008年6月。

4.2. 子どもとのセックスの需要

子どもとのセックスに対する需要は、性目的の未成年者人身売買の大きな要因であることを認めなければならない。

しかし、需要の問題については政府による対応はほとんどなされていない。よくある誤解に反して、子どもとのセックスについての需要は児童性虐待者からばかりではなく金を払ってセックスをする人からもある。性産業の客となる者は、その国の人間であれ、外国人であれ誰でも、相手が18歳未満だと気付いていなくても子どもを性的に搾取することになる可能性がある。子どもを性的に搾取する加害者は、年齢、独身・既婚の別、社会経済的背景も職業もさまざまである。

4.3. 世界経済危機

私たちの調査によると、現在の世界的な不況は弱い立場にある子どもたちのリスクを高める可能性が高く、性的搾取を目的とする子どもの人身売買がさらに増えるおそれがある。

子どもたちの出身国の貧困レベルの上昇、社会福祉に配分される予算の減少、「目的国」の入国管理法の厳格化は、いずれも脆弱性を高める作用を持つ。家庭全体の生活条件が悪化すれば、子どもたちは家計を助けるために学校を辞めざるを得なくなり、買春による性的搾取を含めた有害な状況にさらされる可能性がある。一部の子どもは、路上生活または路上で長時間を過ごすことになったり、生計の手段を求めて違法かつ危険な移民という罠にはまらざるを得なくなったりするかもしれない。

経済危機は買春客の使える金も減らすため、性的搾取者がより安価なオプションを探すようになるかもしれない。

性的搾取の目的で人身売買された子どもたちには他に選択肢がなく、交渉力も乏しいため、搾取する側がこの犯罪行為から得られる収益の水準を維持しようとすると、いっそうひどい搾取状況に追い込まれる可能性が高い。

人身売買の被害にあった子どもを見分ける指標になる可能性があるもの

- 自分の旅券を持っていない
- 不法入国
- 別の者から与えられた二重の書類
- 追放を恐れる
- 毎日一定以上の金額を稼ぐよう要求される
- 自分の稼ぎを管理できるようになるには、おそらく旅費と思われる法外な借金を返済しなければならない
- 稼ぎの大部分が別の者に渡される
- 移動の自由が制限されている
- 虐待されたことがある、または暴力で脅されて働いている

ECPATヨーロッパ法執行グループのヨーロッパにおける性目的の子どもの人身売買に反対するプログラム「性目的の子どもの人身売買と戦う: Q&Aブックレット」パンコク、2006年

5. 人身売買業者および被害者の特徴

5.1. 人身売買の被害児童

数カ国で実施した研究から、子どもたちは年齢を問わずいつでも人身売買の犠牲になりうること、年齢に応じて受ける搾取の形態が異なることがわかった。

幼い子どもの場合、物乞い、児童労働、違法な養子縁組、または犯罪行為の手伝いとして売買されることが多く、およそ14～17歳の十代の若者の場合は性的搾取の目的で売買されることが多い(これには、先進国で、性行為同意年齢に達している子どもが買春への関与に同意できると誤解されている状況も含まれる)⁷。ジェンダーに関する固定観念から若年の子どもでも性的に成熟していると思なすような背景があると、性的搾取を目的とする人身売買が11～12歳、あるいはそれ以下の年齢の子どもにも及ぶ場合がある。

近年、少年は主として労働搾取の目的で売買されるが、同様に性的搾取の目的で売買されることもある(少女の場合よりは少ないが)という認識が高まっている。性目的の少年の人身売買は、その存在が誤解され、社会的に広く否定されていることから、まだあまり認識されていない。この問題をめぐる情報と理解が不足しているため、被害者支援の仕組みはほとんどの場合に被害者のニーズに合わないことになる。

5.2. 子どもの人身売買業者

性目的の子どもの人身売買から得られる利益は膨大である。人身売買によって男性、女性および子どもを強制的に商業的性的搾取に投入することで得られる収益は、世界で年間278億米ドルにのぼると推定される⁸。この利益のうち約半分—133億米ドル—は、人身売買によって先進国内へと取引されたか先進国内で搾取される人によるものである⁹。

被害者1人当たりの年間収益は、先進国や米国では67,200米ドル、アジア太平洋地域およびサハラ以南のアフリカでは10,000米ドルにのぼる¹⁰。

多数の者が、性的搾取を目的とする子どもや若者の人身売買で利益を得ている。旅券の偽造屋、収賄役人、輸送係、暴利をむさぼる風俗業者、そして場合によっては観光業者までもが関与する。証拠が示すところでは、これらの者が被害児童と同じ民族や国の出身である場合が多い。いくつかの事例では、隣人や親戚といったその子どもと親しい者が関与している場合がある。人身売買業者がかつて商業的風俗業に従事した女性や少女、という事例が増えている(特に東ヨーロッパと中央アジア)¹¹。最近、UNODCは、これらの地域で人身売買の有罪判決を受ける者のうち女性の割合が60%を超えると報告した¹²。

いくつかの国では、高度に組織された人身売買業者およびマフィア型の組織を含む大規模犯罪集団の関与が見られる。しかし、近年収集された証拠によると、大半の人身売買は個人や小集団によって実行されており、こうした者たちがあまり組織だった方法でなく協力し合い、弱い立場の子どもたちのいる場所から、こういった搾取の需要がある場所へと子どもたちを連れ去る。

⁷ 同意年齢とは、基本的には人が適法に性行為に同意する能力を備えていると思なされる最低年齢をいう。この年齢を、人が法律上の成人になる年齢である成年と混同してはならない。子どもは同意する立場には全くないので、同意年齢を性的搾取に関連づけて考えるべきではない。

⁸ P Belser, Forced Labour and Human Trafficking: Estimating the Profits, International Labour Organization, 2005年、14頁。
<http://digitalcommons.ilr.cornell.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1016&context=forcedlabor> で入手可能。

⁹ 前掲資料。

¹⁰ 前掲資料。

¹¹ UNODC, Global Report on Trafficking in Persons, 2009年。<http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/global-report-on-trafficking-in-persons.html> で入手可能。

¹² UNODC, 「否定と無視は人身売買に反対する戦いを弱体化させる。」UNODC理事の言葉。2009年2月12日付プレスリリース。2009年4月7日に次のURLで閲覧した。<http://www.unodc.org/unodc/en/press/releases/2009-02.12.html>

6. 絶望のタネか、それとも希望のタネか？

子どもや若者の人身売買は隠れて行われることが多く、また無数の管轄にまたがることのある非常に複雑な活動である。包括的な対応がされず、また多数の政府がこの問題の優先順位を低く設定しているため、ステークホルダー間および国家間の活動の連携が悪くなっている。このように取り組みが不足した結果、国連子どもの権利条約に正式に規定され、191カ国が批准している、子どもの「保護を受ける権利」を守ることに世界中が失敗した。

しかし、私たちの調査結果によると、希望のタネは存在する。性的搾取の目的で人身売買される子ども、あるいはそのリスクのある子どもの数を減らすことは、不可能ではない。出発国、中継国および目的国間の幅広い連携を通じ、また関係ステークホルダー間の効果的な協力と調整によって、着実な進歩の達成が可能である。

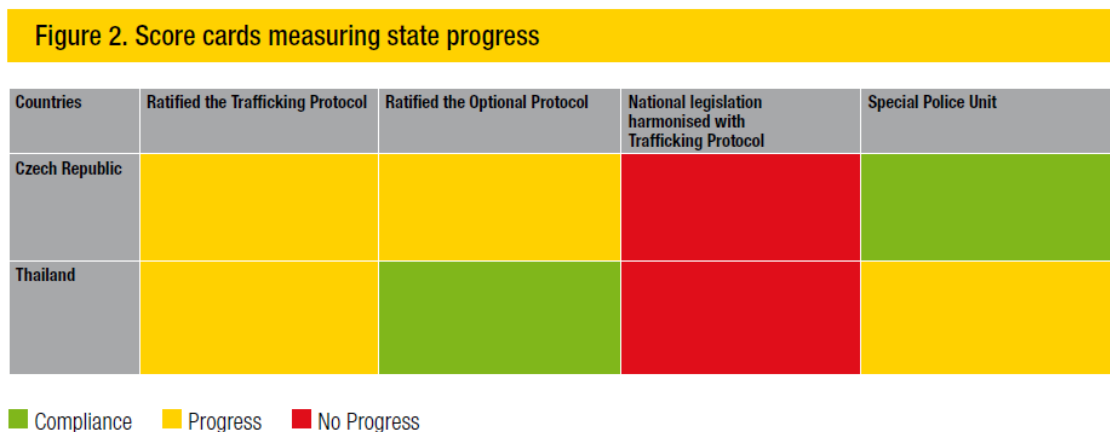
先ごろの「第3回子どもの性的搾取に反対する世界会議」の後、137の参加政府は「リオ宣言および行動計画」に署名した。これは、すべての子どもが持つ「性的搾取からの保護を受ける権利」を保障するためにすべての国が達成しなければならない具体的な目標の要点をまとめたものである。このことは、性目的の子ども的人身売買の問題についての認識が広まり、この問題へのコミットメントが高いレベルで約束されたことを示している。

7. 前途

ザ・ボディショップとECPATインターナショナルは、「第3回世界会議」で生まれた機運に乗り、今こそ性目的の子ども的人身売買に反対する共同行動を行って、各国政府に子どものための施策を実施するよう圧力をかけるべき時期だと考える。「リオ宣言」に想を得て、私たちは、ポジティブな長期的変革を果たすためにすべての国が達成する必要のある**3つの重要目標**を明確にした。それぞれの目標に向けての進展状況は、下記に示す4つの具体的な指標を用いて評価される。

「ストップ！子どもの人身売買 トラフィッキング反対キャンペーン」は、**3つの重要目標**を採用し、各国に対し、ただちに行動を開始するよう求める。これらの目標を達成するための行動を成功させれば、性目的の子ども的人身売買の防止に大きな影響があり、子どもたちがこれらの侵害行為の被害を受けた場合に確実に適切な世話や支援を受けられる道につながるだろう。

これらの目標に向けての進展状況は、このために開発されたスコアカードを用いて監視される。このカードでは、定められた指標に対する成果をカラーコードを使って表示する。3年間のキャンペーンを通して、ザ・ボディショップとECPATインターナショナルはこれらの目標に向けての進展状況を国ごとに監視し、公表していく。



7.2. キャンペーンの日標と成功の日標

日標1: 子どもの人身売買を根絶するための地域社会を中心とする防止プログラムがリスクのある子どもたちに手を差し伸べている。

日標:

- 国内法令および／または政策で、子どもの人身売買を根絶するための地域社会を中心とするプログラムの実施が規定されている。
- 国内法令および／または政策で、広範なステークホルダーの協力のもとに子どもの人身売買を根絶するための地域社会を中心とするプログラムの実施が規定されている。
- 国が子どもの人身売買に関する認識を高めるプログラムを実施しているか、またはこれを全面的に支援している。
- 教員研修カリキュラムに人身売買を含めた子どもの性的搾取に関する情報を取り入れるよう、国が政策規定を設けている。

子どもたちが子どもを食い物にする性目的の人身売買業者の手に落ちるのを防ぐことが子どもの保護を保証する第一歩であることから、地域社会を中心とする防止プログラムは必須である。これらの日標が示すとおり、防止策は、家族や市民の中での動員や認識の喚起から、より対象を絞った、弱い立場にあるリスクを負った子どもたちに手を差し伸べる具体的な介入策まで、さまざまな活動に及ぶ。

調査対象国の56%では、人身売買防止キャンペーンは非政府組織(NGO)が国の支援を受けずに行っていた。そのうえ、レビュー対象国のうち、性目的の子どもの人身売買を含めた子どもの性的搾取に特に関係する地域社会を中心とするプログラムを実施する政策をとっている国は3分の1足らず、という困った調査結果が出ている。

日標1を達成し、4つの関連日標を満たすことで、世界は「子ども・若者の人身売買の根絶」に向けた重要な一歩を踏み出すことができる。

日標2: 子どもを人身売買から保護するための国際的な法的基準が国内法の枠組みに組み入れられている。

日標:

- 国が「**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書**」を批准している。
- 国が「**国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定書**」を批准している。
- 国が「**国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定書**」に即してこれと調和した国内法を施行している。
- 国が、人身売買および性的搾取を含めた子どもに対する犯罪と戦うための警察の特別ユニットを設置している。

すべての国の法律の枠組みが、子どもの人身売買に関する2つの国際的基準である、国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定書(「**人身取引議定書**」)¹³および**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書**(「**選択議定書**」)¹⁴に即したものになるべきである。

¹³ 人身取引議定書は、子どもの人身売買についての包括的な定義を規定したもとして主要な国際条約で、これを批准した国が犯罪として扱わなければならない人身売買プロセスに係るあらゆる行為を詳細に規定している。

¹⁴ 選択議定書は、これを批准した国が子どもを保護するために導入するべきいくつかの措置を規定した国際条約である。この措置には次のようなものがある: 児童売買、児童買春および児童ポルノが全面的に国内刑罰法規の対象となるように国内法令を改正すること、商業的性的搾取を経験した被害児童を支援すること、犯罪者の捜査について国家間の協力を促進すること、教育、訓練および情報提供を通じた防止措置を推進すること。

さらに、子どもの人身売買を禁止し、被害児童が犯罪者として処罰されたり司法制度を通じてさらなる犠牲を被ったりしないよう保証する適切な法的枠組みを通じて、国が子どもを保護する環境を確立することが不可欠である。レポートは、人身売買の被害にあった子どもの特別なニーズに対応でき、適切かつ効果的な保護を徹底できる、適切な訓練を受けた警察の特別ユニットが必要なことも示している。

東アジアおよび太平洋地域の調査対象国の66%は、いまだ人身取引議定書を批准していない。同じく、東アジアおよび太平洋地域の主要国のうち半数以上（調査対象9カ国のうち55%）は選択議定書を批准していない。ヨーロッパおよび独立国家共同体地域では、約4分の1（調査対象22カ国のうち22%）が選択議定書を批准していない。そして、調査した40カ国のうち、人身取引議定書の要件に即した性的搾取を目的とする子どもの人身売買に対抗する適切な国内法を導入しているのは、わずか3分の1である。

目標2を達成し、子どもを人身売買から守る国際的な法的基準を国内法に組み入れることで、各国は「子ども・若者の人身売買の根絶」に向けた必要な法律の枠組みを確立することができる。

目標3: 人身売買の被害にあった子どものための専門の行政サービスが国の政策に組み入れられている。

指標:

- 国が人身売買の被害にあった子どものための電話相談窓口を設けている。
- 国が人身売買を含めた性的搾取の被害にあった子どものためのシェルターを設けている。
- 国が人身売買を含めた性的搾取の被害にあった子どものための医療サービスを設けている。
- 国が人身売買を含めた性的搾取の被害にあった子どものための心理カウンセリングサービスを設けている。

適切なケアについては、被害にあった子どもの利益を常に最優先して取り組むべきであり、その子どもと相談しながら進めていく必要がある。人身売買の被害にあった子ども一人一人の支援には、救出後、回復および帰還または復帰の各段階を通じ、さまざまな専門家によるサービスが必要である。支援の内容には次のようなものがある: 子どもを児童保護専門のケア／シェルターホームまたはこれに代わる適切な施設に入れること、保健医療サービス、心理的サポート、教育の機会、職業および生活訓練を提供すること、ならびに、被害を経験した子どもが被った損害を理解し、その子どもたちのために最善の手段をとることのできる特別の訓練を受けた担当者を通じて司法の利用（損害賠償を含む）をはかること。

レポートの調査対象40カ国が推進する措置を検討する中で、被害を受けた子どもが包括的な支援とケアを受けられるよう保証することが最優先になっていない国が大半であることがわかった。具体的には、人身売買被害者を支援する国営の電話相談窓口を設置しているのは、アジア太平洋地域の調査対象諸国の41%、また同じくヨーロッパ地域の50%のみである。さらに、調査対象国の82%では、シェルターや宿泊サービスはNGOその他のパートナーによって運営される傾向があり、国による支援は皆無またはわずかである。

目標3を達成し、人身売買の被害にあった子どものための専門の行政サービスを提供し、これを確実に国の政策に組み入れることで、国は、子どもたちへの包括的な支援とケアの確保を重視する姿勢を示すことになる。

8. 結論—今こそ行動を

性的搾取を目的とする子どもの人身売買の問題は、おそらく多くが隠されているが、どこでも起こりうることである。最近の研究では、問題はむしろ悪化しており、政府はこの問題に取り組み子どもを守るための十分な施策をとっていないことが示唆される。ザ・ボディショップとECPATインターナショナルは、協調した取り組みによって、誰にでも性目的の子どもの人身売買をなくす手助けができると考える。

この「ストップ！子どもの人身売買 トラフィッキング反対キャンペーン」を通じ、ザ・ボディショップとECPATインターナショナルは、リオ宣言および国連子どもの権利条約に記されたコミットメントを遵守するために今すぐ行動するよう、各国政府に要求する。向こう3年間、これら3つの戦略目標および成果指標に向けた各国の進展状況を評価し、公表することで、私たちは変革の実現を支援していく。

ザ・ボディショップとECPATインターナショナルは、世界中の高い評価を受けている研究機関によるグローバルな研究を照合し、分析し、公表することによって、性目的の子どもの人身売買の問題に光を当て、重要な動向および課題への理解を高める手助けをすでに行っている。私たちは、この問題が世界のアジェンダとして取り上げられるようにするために引き続き適切な情報を公表していく。当面は引き続き、性目的の人身売買の被害にあった子どもにケアと支援を提供するための資金調達を共同して行っていく。

私たちは、「ストップ！子どもの人身売買 トラフィッキング反対キャンペーン」のために、世界に広がるECPATインターナショナルの専門家とザ・ボディショップの世界的プレゼンスを活用し、世界中の顧客、支援者、活動家、国および政治家との共同作業に力を注いでいる。この緊急キャンペーンへのあなたの参加を歓迎する。



